

# 都市再生歩行者経路協定の事例 ～はかた駅前通り地下通路～（福岡市博多区）

- ◆博多駅前の地上交通の混雑緩和と地下歩行者ネットワークの形成を図るため、地下街、地下鉄、ビル地下等をつなぐ地下通路を整備。
- ◆地上部の歩道幅員が狭小で、出入口を歩道上に設けることができなかつたため、JR九州が管理する地下街のほか、隣接する西日本シティ銀行及び福岡センタービルの敷地内に出入口を確保。
- ◆整備費用負担、敷地の無償貸与、日常管理の分担等、官民が連携・協力しながら事業を実施。

整備や日常管理に関する基本的な方針、官民の役割分担について、都市再生特別措置法第45条の2の規定による歩行者経路協定を締結

## 協定概要

協定締結者：福岡市  
九州旅客鉄道(株)  
(株)西日本シティ銀行  
(株)TAKプロパティ(福岡センタービル)

協定締結日：平成23年9月30日

延長：約60m

幅員：6m

日常管理に関する事項

- ・ 供用時間：5:15～0:25(一部7:00～23:00)
- ・ 通路の開閉者
- ・ 保守工事、修繕 等

閉鎖・撤去等に関する事項

## 協定の承継効※1により通路出入口を確保

※1 売買等で土地所有者等がかわっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容が及ぶ効力（民法の特例）

